**誓　約　書**

平成　　年　　月　　日

（あて先）横　須　賀　市　長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |
| 提出者  (事業を行う者) | 名　称 |  |
|  | 氏　名 | ㊞ |

法人の場合は、法人の名称及び代表者の役職名、氏名

法人以外の場合は、代表者個人の氏名

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第43条第１項の規定による特定地域型保育事業者の確認の申請に当たり、当該事業を行う者は、法第52条第２項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓います。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（確認の取消し等）

第五十二条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　特定地域型保育事業者が、第四十五条第五項の規定に違反したと認められるとき。

二　特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

三　特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

四　地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。

五　特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七　特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一　特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

２　前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

【子ども・子育て支援法施行令（抜粋）】

（法第52条第１項第８号の政令で定める法律等）

第20条　法第52条第１項第８号の政令で定める法律は、第７条各号（第１号、第３号、第４号、第９号及び第12号を除く。）に掲げる法律とする。

２　法第52条第１項第10号の政令で定める使用人は、同号に規定する事業所を管理する者とする。

（法第52条第２項の政令で定める者等）

第21条　法第52条第２項の同条第１項の規定により法第29条第１項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該地域型保育事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該地域型保育事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、法第52条第２項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。

２　法第52条第２項の同条第１項の規定により法第29条第１項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する地域型保育事業を行う者とし、法第52条第２項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(１) 法第52条第１項の規定により法第29条第１項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者当該確認の取消しの日

イ　当該確認を取り消された地域型保育事業を行う者が法人である場合　その役員等（役員又は使用人であって、その事業所を管理する者をいう。第５号イ及び第７号において同じ。）

ロ　当該確認を取り消された地域型保育事業を行う者が法人以外の者である場合　その管理者

(２) 法人であって、その者と密接な関係を有する者が法第52条第１項の規定により法第29条第１項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）であるもの　当該確認の取消しの日

(３) 法第52条第１項の規定による法第29条第１項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第48条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）　当該確認の辞退の日

(４) 法第50条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第52条第１項の規定による法第29条第１項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長がその者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、法第48条の規定により法第29条第１項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）　当該確認の辞退の日

(５) 第３号に規定する期間内に法第48条の規定により法第29条第１項の確認を辞退した地域型保育事業を行う者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、同号の通知の日前60日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者　当該確認の辞退の日

イ　当該確認を辞退した地域型保育事業を行う者が法人である場合　その役員等

ロ　当該確認を辞退した地域型保育事業を行う者が法人以外の者である場合　その管理者

(６) 保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者　当該行為をした日

(７) 法人であって、その役員等のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者のあるもの　それぞれイからハまでに定める日

イ　第１号に掲げる者　同号に定める日

ロ　第３号から第５号までに掲げる者　それぞれ第３号から第５号までに定める日

ハ　前号に掲げる者　同号に定める日

(８) 法人以外の者であって、その管理者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当するもの　それぞれイからハまでに定める日

イ　第１号に掲げる者　同号に定める日

ロ　第３号から第５号までに掲げる者　それぞれ第３号から第５号までに定める日

ハ　第６号に掲げる者　同号に定める日